

## 大阪・関西万博に向けたひょうご北摂 SNS 活用誘客促進業務 公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

第1条 大阪・関西万博に来場する観光客を阪神北地域へ呼び込むため、管内の「ひょうごフィールドパビリオン」や地域の魅力を兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会（以下「協議会」という。）の SNS や Web サイトを活用して PR することを目的とした「大阪・関西万博に向けたひょうご北摂 SNS 活用誘客促進業務」（以下「業務」という。）に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 プロポーザルに応募した者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の委託予定者に決定した者をいう。

(募集要領の作成)

第3条 協議会はプロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した募集要領を作成するものとする。

- (1) プロポーザルの実施の目的に関すること。
- (2) プロポーザルに応募することができる者の資格に関すること。
- (3) プロポーザルへの応募の手続に関すること。
- (4) 募集要領の内容についての質疑の手続に関すること。
- (5) 応募に関する図書（以下「応募図書」という。）の種類及び著作権の帰属、提出した応募図書の取扱方法等に関すること。
- (6) 応募に要する費用に関すること。
- (7) 当選者の選定の方法及び発表に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に必要な事項

(募集期間)

第4条 協議会は募集期間として、プロポーザルの募集を開始した日から起算して 14 日以上期間を設けるものとする。

(質疑の通知)

第5条 協議会は第3条第4号の質疑の内容がプロポーザルに応募しようとする者に周知しなければならないものであると認めるときは、当該者全員にその内容を通知するものとする。

(応募図書)

第6条 プロポーザルに応募しようとする者は、協議会が別に定める期限までに、応募図書を提出しなければならない。

- 2 応募図書の著作権は、応募者に帰属するものとする。
- 3 応募図書は非公開とする。
- 4 協議会は、提出された応募図書を応募者に返却しないものとする。

(審査委員会の設置)

第7条 協議会は応募者のうちから業務を委託する相手方を選定するため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(当選者の決定)

第8条 協議会は、審査委員会の審査の結果に基づき、当選者を決定するものとする。

(当選者の通知)

第9条 協議会は、前条の規定による決定をしたときは、応募者全員に当選の可否を文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第10条 この要領の実施に関する事務は、兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会事務局が所掌するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、兵庫県阪神北地域ツーリズム振興協議会会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年6月21日から施行する。